

現行の地震保険制度の商品性・料率を前提とする 共済の参入に係る論点について

令和8年3月31日

一般社団法人 日本損害保険協会

【商品性】 現行の地震保険制度に合わせる。

新規契約から対象となるということによいか。

新規契約から対象とする場合と、保有契約も含めて対象とする場合を比較すると、前者の方が検討課題は少ないと考えられる。

新規契約から対象とする	<ul style="list-style-type: none">● 現行の地震保険制度と補償の対象、補償内容、保険料が同一であり、引受面・保険金支払面の運用も合わせる前提においては、商品性の課題はないと考えられる。● 地震保険は主契約（火災共済）の保険金額の30%～50%で引き受けるため、主契約部分の補償の対象を、地震保険の補償の対象と合わせる必要があると考えられる（注1）。… (A)
保有契約も含めて対象とする	<ul style="list-style-type: none">● 上記（A）と同じ。● 現行の地震保険制度と既存の地震共済とでは補償の対象、補償内容、保険料が異なるため、保有契約の移行の難易度は高いと考えられる。● 保有契約の移行にかかる準備金積立てが必要であり、適正な積立額の算出方法等の検討が必要である。

（注1） 現行制度では、火災保険の引受けに際して、地震保険で対象となる建物・動産とそれ以外を分けて引き受けるなど、火災保険の商品・規定も地震保険に整合させる等の対応を行っている。

既存の商品を引き続き販売することをどう考えるか。

既存商品を引き続き販売する場合、現行制度で実現している保険料の低廉化効果が弱まる点や、既存商品によるチェリーピッキングが可能となる点などの追加の論点について整理する必要があると考えられる。

既存商品の販売を停止する （現行の損害保険と同様の対応）	<ul style="list-style-type: none">● 現行の地震保険制度の観点からは問題ないと考えられる。● 上表（A）と同じ。
既存商品を引き続き販売する	<ul style="list-style-type: none">● 上表（A）と同じ。● 地震保険法の理念に基づき現行制度で実現してきた保険料の低廉化効果（注2）が弱まる。● リスクの低い物件だけを独自商品でチェリーピッキングできるようになる。その結果、リスクの高い物件が地震保険制度に集積する可能性がある。 （2,3点目は、損保についてもこの取扱いに変更した場合には、同様の問題が生じうる。）

（注2） 現行制度では、火災保険に地震保険を原則付帯し、補償範囲の重複する他の地震補償は販売しないことで、効率的な事業運営や固定費の分散による保険料の低廉化を図ってきた。これは、地震保険法の理念および昭和55年制度改正に伴う国会附帯決議も踏まえた取扱いである。

【料率】 現行の地震保険制度に合わせる。

◆ 共済が損害保険料率算出機構の基準料率を使用する際に、課題はあるか。

- 地震保険に関する法律、損害保険料率算出団体に関する法律などの関連法規の整理・整備がなされる前提であれば、共済が料率機構の基準料率を使用することについて、大きな課題は生じないと考えられる。
- 料率機構の基準料率を使用する場合は、今後の料率検証・算出のため、共済も契約・保険金データを料率機構に報告する仕組みの構築が必要となる。そのため、料率機構における経費負担も含め一定の事業コスト・ロードが生じる点は留意が必要と考える。

【政府再保険】

◆ 共済が地震保険制度に新たに参入する場合、現行の損害保険会社が形成する日本地震再保険（株）と同一のプールに入るのか、別途のプールを形成するのか。同一のプールに入ると仮定した場合、どのような課題があるか。別途のプールを形成すると仮定した場合、再保険の機能を担う主体をどう考えるか。

同一のプールとする場合も、別途のプールを形成する場合もそれぞれの課題があり、検討を具体化したうえで更なる論議が必要と考える。

<各案の課題>

同一のプールに入る場合	別途のプールを形成する場合／再保険の機能を担う主体
<ul style="list-style-type: none">● 参入する共済の規模が大きい場合、地震保険の契約量が短期間に大きく増加することになる。一方で、民間準備金の積み上がりには時間がかかるため、参入後、短期間で大きな地震が発生した場合などに、民間準備金が減少しやすく、再保険制度が不安定な状態になると考えられる。	<ul style="list-style-type: none">● 別プールとなる場合はそれぞれのプールが抱える契約群には差が生じることから、準備金の蓄積や地震発生時の準備金の減少状況に差が生じる。そのため、再保険スキームの管理や課題への対応策の検討はそれぞれ必要となり、地震保険制度全体で捉えると運営にかかる事務ロード・コストが増加する。● 再保険の機能を担う主体については、現時点で意見なし。

【参入の条件】

地震保険制度に関する答申において前提として記載された事項等、参入の条件をどう考えるか。
共済が地震保険制度に参入を進める上で、共済側に生じる問題がないか。

(全国的な危険分散) どのように判断すべきか。

全国組織に属しない地域の共済をどう考えるか。

- 「全国的な危険分散」には、「財務面での危険分散」と「組織的な危険分散」の少なくとも2つの観点があると考えられる。
- 財務面の危険分散とは、政府再保険により危険分散が図られる地震リスク以外の引受リスク（風水災リスクなど）の危険分散が図られており、財務の健全性が維持されやすくなっていることを指していると考えられる。これは、財務の健全性や相当の担保力とも関係する観点である。
- 組織的な危険分散として考えなければならないのは、地震発生時の対応である。
 - ・例えば本社が所在する地域で地震が発生した場合の業務継続や、保有契約が集中している地域で地震が発生した場合の迅速な査定体制・応援体制の確保などが考えられる。
 - ・全国組織に属している共済であっても、現実には組織的な危険分散が図られているか（地震発生時に共済組織の垣根を超えた応援体制が準備されているかなど）、反対に全国組織に属していない共済であっても現実に危険分散を図っている共済がないかなど、実態を踏まえて判断する必要があると考える。

【参入の条件】

地震保険制度に関する答申において前提として記載された事項等、参入の条件をどう考えるか。
共済が地震保険制度に参入を進める上で、共済側に生じる問題がないか。

(その他) その他、損害調査の実務対応 (手法を統一すべきか) 等、参入の前提と考えるべき事項があるか。

地震保険制度に加入する契約者間の公平性の観点から、引受面、査定面の実務対応については、整合を図る必要があると考えている。

<現行の地震保険制度における対応>

引受の実務	<ul style="list-style-type: none">● 地震保険の引受けにあたり、法令の解釈・運用などの細部については業界共通で契約規定や対応要領を整理し、各保険会社はこれに従い業務を運営している。● 現在は、適切な引受の観点から、契約者が地震保険を希望しない場合の意向確認や、割引を適用する際の確認資料の取付け、地震発生後の引受け時に損傷状況確認を取り付ける等の取組みを行っている。
損害査定の実務	<ul style="list-style-type: none">● 地震保険は自社で引き受けた契約を自社で査定するのが原則であり、その前提で各保険会社が査定体制を構築している。● 査定体制の構築や適切な査定に関しては、損保業界共通の地震保険損害査定要綱・損害査定指針・災害等発生時行動基本計画など各種の指針を策定し、各保険会社はこれに沿って業務を運営している。● 各保険会社は、平時から研修などを通じて、損害査定 (立会・書面) 等や事務処理等の運用に関する知見やノウハウを社内で共有したり、社内システムの開発・管理を行い、有事に備えている。● また、大規模地震が発生した場合は、各保険会社は大量の損害査定を実施するため、対応拠点の設置、全国からの対応要員 (社員や社外の調査員) の動員や交通手段の確保、システムの有事体制への切り替え等の対応を行い、損害査定を行う体制を確保している。● なお、共済の参入により地震保険契約件数が増加し、社外の調査員が不足する場合は、査定に要する時間が長期化する可能性がある。
共同システム・共同調査	<ul style="list-style-type: none">● 損保業界では共同システム (地震アプリ・地震損害申告サポート) の開発や、共同調査の整備を進めてきた。仮に共済が損保業界の共同システムを利用する場合や、共同調査等の取組みを損保業界と共同で実施する場合は、共同システムの開発・管理や、共同調査等の共同の取組みの検討・実行にかかるヒト・モノ・カネ・情報等のリソースを、どのように平等に負担するかという点も、一つの論点と認識している。